プライバシー保護に関する研修会資料

各務原市介護保険サービス事業者協議会 居宅介護支援事業部会

特別養護老人ホーム カーサ・レスペート 平成20年6月13日(金) 14:00~15:00

事業所名	
	•
参加者氏名	

今一度、プライバシー保護(守秘義務)についての法解釈をしてみましょう。

(1)関係法令

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

平成11年3月31日 厚生省令第38号

改正:平成18年3月14日 厚生労働省令第33号

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

平成11年7月29日 厚生省老人保健福祉企画課長 第22号(老企22号) 改正:平成18年3月14日 老計発 第0331002号・老振発 第033 1002号・老老発 第0331015号

平成18年6月6日 老計発 第0606001号・老振発 第0606001 号・老老発 第0606001号

(2) 関係法令を詳しく理解する

☆厚生省令第38号 23条

- 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従事者は、正当な理 由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしては ならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従事者であった者 が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の 個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用 いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかねばなら ない。

資料 ☆厚生省老人保健福祉企画課長 第22号 (15)秘密保持

①基準23条第1項は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業 者に、その**業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけ**たもので

②同上第2項は、指定居宅介護支援事業者に対して、過去に当該居宅介護支援事 業者の介護支援専門員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけた ものであり、具体的には、指定居宅介護支援事業者は、当該居宅介護支援事業所 の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの 秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金について の定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

③同条第3項は、介護支援専門員及び居宅サービス計画に位置づけた各居宅サー ビスの担当者が課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題 等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文章により利用者及びその家族 から同意を得る必要があることを想定したものであるが、この同意については、 指定居宅介護支援事業者が、<mark>指定居宅介護支援開始時に、利用者及びその家族の</mark> 代表から、連携するサービス担当者間で個人情報を用いることについて包括的に 同意を得ることで足りるものである。

(3) 平成19年度 プライバシー保護に関する研修会からの考察

守るべき大切な個人情報であることは各々、介護支援専門員の周知はできている。フェイスシート・アセスメントシート等、個人情報等の写しをサービス事業者に渡す場合には細心の注意が必要である。また本人及び家族の同意書は前記した運営基準を鑑みるに必ずといっていいほど必要であると思われる。その他、数々の個人情報もしかり。介護支援専門員は、ほとんどが何らかの基礎資格を有す。医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護福祉士等はその根拠法に「守秘義務遵守」が明確に謳ってある。今回、介護支援専門員にもやはり「守秘義務」が課せられた専門職であることが認識できた。

メモ	